

## 学校給食用等政府備蓄米交付要領

制定：平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知

一部改正：平成 22 年 8 月 12 日付け 22 総食第 448 号総合食料局長通知

一部改正：平成 22 年 10 月 29 日付け 22 総食第 651 号総合食料局長通知

一部改正：平成 23 年 9 月 1 日付け 23 総食第 1115 号総合食料局長通知

一部改正：平成 27 年 9 月 28 日付け 27 食第 96 号政策統括官通知

一部改正：令和元年 5 月 7 日付け元政統第 18 号政策統括官通知

一部改正：令和 2 年 5 月 26 日付け 2 政統第 416 号政策統括官通知

一部改正：令和 2 年 8 月 27 日付け 2 政統第 1018 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1926 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 3 月 26 日付け 2 政統第 2626 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 6 月 29 日付け 3 政統第 915 号政策統括官通知

一部改正：令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2102 号農産局長通知

一部改正：令和 4 年 6 月 15 日付け 4 農産第 1166 号農産局長通知

一部改正：令和 5 年 3 月 30 日付け 4 農産第 5361 号農産局長通知

一部改正：令和 5 年 12 月 27 日付け 5 農産第 3500 号農産局長通知

### 第 1 目的

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米穀の備蓄制度に対する理解促進及びごはん食を通じた食育の推進を図るため、児童・生徒・幼児等に対し、政府が備蓄する米穀（以下「政府備蓄米」という。）について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 49 条第 1 項、主要食糧の需給及び価格に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）第 15 条第 1 項及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 29 条の規定に基づく交付を行う。

### 第 2 交付の種類

本要領に定める政府備蓄米の交付は、食糧法第 49 条第 1 項に基づく無償での交付（以下「無償交付」という。）及び 1 年目に無償交付された政府備蓄米を米粉パン等（米を原材料として製造されたパン又はめんをいう。以下同じ。）として使用した場合の 2 年目の上乗せ措置としての低価による販売（以下「有償交付」という。）の 2 種類とする。

### 第 3 交付対象者の要件

1 本要領の定めにより交付される米穀（以下「交付米穀」という。）の交付対象者は、以下の(1)から(3)までに掲げる者とする。

(1) 都道府県学校給食会、都道府県、市区町村、国立大学法人及び学校法人等（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条に規定する学校設置会社、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 6 条に規定する私立幼稚園を設置する者を含む。）

ただし、保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）及び同法第 59 条第 1 項に規定する施設（第 39 条第 1 項に規

定する業務を目的とするものに限る。) であって同法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に届け出たもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)をいう。)のうち保育所及び認定こども園は市区町村とし、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を届け出た施設は、都道府県、指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に定めるものをいう。)、中核市(地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定めるものをいう。)及び地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき、都道府県から当該施設の事務処理の特例を受けている市町村とする。

(2) こどもに食事を提供する団体(以下「食事提供団体」という。)のうち次のアからウのいずれかの団体とする。

ア こども食堂(地域のボランティア等がこどもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事やこどもに共食の機会を提供する取組を行う団体)

イ フードバンク(食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第 19 号)第 19 条第 1 項に定める活動を行う団体)

ウ 社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体

(3) こどものいる家庭に食材を提供する団体(以下「食材提供団体」という。)は、こどものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭(以下「子育て家庭」という。)に直接、食事又は食材を提供する次のアからウのいずれかの団体とする。

ア 国、都道府県、市区町村から子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体

イ 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体

ウ 社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体

2 次に掲げる者については、1 の規定にかかわらず、交付対象者としない。

(1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあると客観的な資料により認められる者

(2) 本要領に定める政府備蓄米の交付手続きにおける申請に虚偽事項が認められるなど、米穀の交付先として不適当であると農産局長が認めた者

(3) 第 10 の 3 の措置を受けた者

#### 第 4 交付の要件及び交付数量

交付対象者は、以下の要件を満たす場合に無償交付又は有償交付を受けることができる。

##### 1 無償交付

米穀の備蓄制度に関する教育及びごはん食を通じた食育を目的とする以下の(1)から(5)までに掲げるいずれかの用途及び用途別に定められた要件を満たす場合に限るものとする。

(1) 学校等給食用

ア 学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校のうち、中等教育学校の後期課程、高等学校(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和 31 年法律第 157 号)第 2 条に規定する夜間課程を置く高等学校を除く。)高等専門学校及び大学を除く。)及び保育所等(以下「学校等」という。)において提供される給

食（以下「学校等給食」という。）用として使用すること。

イ 米飯給食（米粉パン等を使用した給食を含む。以下同じ。）の実施予定回数を、前年度よりも増加させること。

ただし、無償交付を申請する日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度内に無償交付を受けた場合にあっては、当該実施予定回数が、当該期間内に本要領に基づき行った無償交付の申請に係る米飯給食の実施予定回数の最も多いものを上回らない場合は対象としない。

ウ 各学校等別交付数量は、各学校等で前年度より増加させる米飯給食の実施予定回数分の米穀使用量の全量以下とする。

ただし、無償交付を申請する日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度内に無償交付を受けた場合にあっては、当該期間内に本要領に基づき行った無償交付の申請に係る米飯給食の実施予定回数の最も多いものが、前年度の実施回数を上回っている場合は、前者と比較して増加する米飯給食の実施予定回数分の米穀使用量の全量以下とする。

## （2）調理実習等学習教材用

ア 管内の学校等における学習活動の中で調理実習等学習教材用として、米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用すること。

イ 各学校等別交付数量は、アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

## （3）試食会用

ア 管内の学校等において幼児、児童、生徒、保護者、教職員、栄養士及び給食調理員等を対象として、米飯給食を推進することを目的に政府備蓄米の試食会用として使用すること。

イ 各学校等別交付数量は、アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

## （4）食事提供団体における食育用

ア 食事提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはんとして提供すること。

なお、こども食堂等が開催できないなどの事情により、こどもに政府備蓄米をごはんとして提供することが出来ないときは、弁当その他の方法により提供することができる。

イ 食事の提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。

ウ 食事提供団体別交付数量は、1交付申請につき120kg以下とする。

ただし、第7の1の(4)に基づき、食事提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあっては、1交付申請につき1地域当たり120kg以下とし、第7の1の(6)の場合にあってはこの限りではない。

## （5）食材提供団体における食育用

ア 食材提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に、政府備蓄米を子育て家庭に直接配付すること。なお、政府備蓄米を使用した弁当を配付することも妨げない。

イ 食材を直接受けとる子育て家庭に対して、子育て家庭にごはん食の魅力などを伝える

食育の取組を行うこと。

また、政府備蓄米に加え、他の食材も併せて、子育て家庭に直接配付すること。なお、交付された政府備蓄米については、食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式2号一別紙4-②）において記載した配付1回当たりの1人分の数量に基づき小分けした上で配布すること。

ウ 食材提供団体別交付数量は、1交付申請につき450kg以下とする。

ただし、第7の1の(4)に基づき、食材提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあっては、1交付申請につき1地域当たり450kg以下とし、第7の1の(5)ただし書の場合にあってはこの限りではない。

## 2 有償交付

- (1) 学校等給食の米粉パン等用として使用すること。
- (2) 交付対象者が交付年度の前年度に、本要領に基づき無償交付された政府備蓄米で米粉パン等を製造し、又は製造を委託し、学校等給食用に使用した実績があること。
- (3) 各学校等別交付数量は、前年度に学校等給食の米粉パン等用として無償交付を受けた数量の全量以下とする。

## 第5 交付期間

本要領に定める政府備蓄米の交付の実施期間は、それぞれ1年度内とする。

## 第6 交付数量等の通知

農産局長は、毎年度、交付米穀の総量及び交付米穀の年産を定め、様式1号によりこども家庭庁長官、文部科学省初等中等教育局長及び高等教育局長、全国学校給食会会長並びに北海道農政事務所長、各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に通知する。

## 第7 交付申請及び交付審査・決定等

### 1 交付申請

- (1) 政府備蓄米を第4の1の(1)から(3)に定める用途（以下「学校等用」という。）で交付を受けようとする学校等の長（以下「学校等用交付申請者」という。）及び無償交付を希望する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請数量を30kg単位で取りまとめ、政府備蓄米交付申請書（様式2号。以下「交付申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長及びその他都府県にあっては、地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出する。

なお、(4)において、2以上の地方農政局の管轄区域で活動する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。

- (2) 学校等用交付申請者は、(1)の提出に当たり、交付米穀の交付を受けようとする各学校等（以下「交付申請校」という。）別に、交付申請書（ただし、別紙4は除く。）を添付する。
- (3) 無償交付を希望する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書（食事提供団体にあっては別紙1、2、3、4-②、4-1-②、5、6及び7を、食材提供団体にあ

つては別紙1、2、3、4-①、4-1-①、5、6及び7を除く。以下この(3)において同じ。)を提出する。

なお、食事提供団体の長又は食材提供団体の長からの交付申請を取りまとめる中間団体(食事提供団体、食材提供団体又は食事提供団体若しくは食材提供団体と協力した取組を行う団体であって、第3の2に該当しない者に限る。)の長は、食事提供団体の長又は食材提供団体の長に代わって交付申請書を提出することができる。この際、中間団体の長は、取りまとめた食事提供団体又は食材提供団体の一覧を交付申請書に添付するものとする。

- (4) (3)の場合であって、無償交付を希望する食事提供団体又は食材提供団体が複数の地域において活動するときは、当該食事提供団体又は食材提供団体の地域別の体制が整備されている場合に限り、当該食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、活動する地域ごとに交付申請書を提出することができる。
- (5) その他、無償交付を受けることが適切であると農産局長が認める場合にあっては、食事提供団体の長又は、食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。
- (6) (1)の交付申請を行おうとする学校等用交付申請者は、過去に交付実績があるにもかかわらず、第13の1に基づく農産局長に対する使用報告を怠った場合その他の本要領に違反している場合にあっては、当該年度の交付申請を行うことができないものとする。
- (7) (1)の交付申請を行おうとする食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、過去に無償交付を受けた実績がある場合であって、交付された政府備蓄米の使用を終えていないとき、第13の1に基づく使用報告を行わなかったとき、農産局長が第13の1に基づく使用報告の内容に不備があると判断し、その不備が補正されないと他の本要領に違反するときは、新たに交付申請を行うことができないものとする。ただし、過去に活動する地域ごとに無償交付を受けた実績がある食事提供団体の長又は食材提供団体の長が、無償交付を受けた翌年度の4月末までに活動する地域の一部に対して新たな交付申請を行おうとする場合には、交付された政府備蓄米のうち新たな交付申請に係る地域に対するものの使用を終え、第13の1に基づく使用報告のうち当該地域に関するものを新たに交付申請を行う日までに行い、その内容に不備がないと農産局長から認められた場合に限り、新たに当該地域に対する交付申請を行うことができるものとする。

## 2 交付審査・決定

- (1) 交付申請書の提出を受けた農産局長は、確認基準(別紙)に基づき審査を行う。
- (2) (1)の審査において、農産局長又は地方農政局長等は、交付申請に係る食事提供団体又は食材提供団体の活動実態等を把握するため、必要に応じて食事提供団体又は食材提供団体の活動のために連携している市区町村等に照会を行うことができる。
- (3) 農産局長は、交付米穀の総量の範囲内で交付決定を行う。交付決定をした場合には、交付申請者に学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書(様式3号。以下「交付決定書」という。)を送付して、次に掲げる事項を通知する。
- ア 年産、産地、品種銘柄、等級及び包装別の交付数量
- イ 引渡しを行う受託事業体(政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務を委託された者をいう。以下同じ。)
- ウ 交付米穀を在庫している倉庫

エ 交付米穀の引渡し方法

オ その他必要な事項

(4) (3)の通知は、学校等にあっては地方農政局長等を経由して行うものとし、食事提供団体又は食材提供団体にあっては地方農政局長等を経由して行うこともできるものとする。

3 公表

農産局長は、2の(3)の食事提供団体・食材提供団体の食育用に係る交付決定を通知した後、交付決定者や交付数量等の情報について、農林水産省のWEBサイトにより、公表を行うものとする。

4 交付申請の変更

(1) 2により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、被災による学校閉鎖等により交付決定数量の変更又は辞退をしようとするときは、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（様式4号。以下「交付変更等申請書」という。）を農産局長に提出する。

(2) (1)の提出は、交付決定数量の変更又は辞退をしようとする学校等、食事提供団体又は食材提供団体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。なお、1の(4)において、2以上の地方農政局の管轄区域で活動する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。

(3) 交付決定数量の変更又は辞退に係る手続は、2の規定を準用する。この場合において、「交付申請書」とあるのは「交付変更等申請書」と、「交付決定」とあるのは「変更又は辞退の承認」と、「学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（様式3号）」とあるのは「学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（様式5号）」と読み替えるものとする。

5 有償交付の手続

(1) 有償交付の指示

農産局長は、有償交付を行う場合は、受託事業体に、学校等用政府備蓄米交付売買契約等指示書（様式6号。5において「売買契約等指示書」という。）により、交付米穀の引渡しを指示する。

(2) 有償交付価格

農産局長は、有償交付価格（単価）を定め、受託事業体に提示する。

(3) 売買契約

ア 農産局長は、受託事業体に対し、交付決定者と売買契約を締結させる。この場合において、受託事業体と交付決定者との間で、売買契約等指示書に定める必要な事項を約定させるものとする。

イ 受託事業体は、アの売買契約を締結した場合は、遅滞なく農産局長に報告する。

第8 交付米穀の引渡し

1 無償交付にあっては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

(1) 農産局長は、受託事業体に、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡し指示書（様式7-1号）により、交付米穀の引渡しを指示する。

(2) 交付決定者は、第7の2の(3)の交付決定書を受領した後、学校等・食事提供団体・食材

提供団体における政府備蓄米引渡申出書（様式7－2号。以下「引渡申出書」という。）を受託事業体に提出する。

- (3) (2)の引渡申出書を受領した受託事業体は、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡申請書（様式7－3号。以下「交付引渡申請書」という。）を農産局長に提出する。
- (4) 農産局長は、(3)の申請について適切と認めた場合には、これを承認し、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡決定通知書（様式7－4号。以下「引渡決定通知書」という。）を受託事業体に交付する。
- (5) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。
- (6) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

## 2 有償交付にあっては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

- (1) 交付決定者は、第7の5の(3)の売買契約を締結した後、引渡申出書を受託事業体に提出する。
- (2) (1)の引渡申出書を受領した受託事業体は、交付引渡申請書を農産局長に提出する。
- (3) 農産局長は、引渡申請書を提出した受託事業体に対して、納入告知書を発行する。
- (4) 受託事業体は、(3)の納入告知書により、農産局長に販売代金を納付する。
- (5) 農産局長は、当該受託事業体の代金納付の確認を行い、引渡決定通知書を受託事業体に交付する。
- (6) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。
- (7) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

## 第9 交付決定者の採るべき措置

- 1 交付決定者は、引渡しを受けた米穀を学校等若しくは共同調理場若しくはそれらの設置者（以下「設置者等」という。）に引き渡すとき又は加工（とう精又は米加工食品の製造をいう。以下同じ。）若しくは炊飯を委託するときは、当該引渡し又は委託に係る契約書若しくは誓約書等の提出により、当該玄米、精米又は米加工食品及び委託炊飯に係る米飯が学校等用並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用に全量供されるよう厳正な措置をとらなければならない。
- 2 交付決定者は、自らが交付米穀の引渡し又は加工を委託した者及び設置者等に対し、当該米穀及び米加工食品の使用状況が常に明確であるようにさせなければならない。
- 3 交付決定者、引渡等受託者及び設置者等は、交付米穀及び交付米穀から製造した製品（以下「交付米穀等」という。）について、これを転売し、又は貸付けてはならない。

## 第 10 要領違反等の場合の措置

農産局長は、本要領に定める政府備蓄米の交付手続きにおいて要領違反等が生じた場合、以下に基づいて対応する。

なお、措置を講ずる場合にあっては、農産局長は、所要事項を地方農政局長等及び関係者に通知するものとする。

- 1 地方農政局長等は、次の(1)又は(2)に掲げる事実を発見したときは、その内容を速やかに農産局長に報告する。
  - (1) 学校等用として交付した米穀等について、他の用途に使用した場合
  - (2) 交付米穀の交付を受けた学校等（以下「交付対象校」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合
- 2 農産局長は、1の報告を受けたとき、又は次の(1)若しくは(2)に掲げる事実を発見したときは、その内容を審査することとする。
  - (1) 食事提供団体における食育用又は食材提供団体における食育用として交付した米穀等について、他の用途に使用した場合
  - (2) 交付米穀の交付を受けた食事提供団体又は食材提供団体（以下「交付対象施設」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合
- 3 農産局長は、2により審査した結果に基づき、以下の措置を講ずる。
  - (1) 1の(1)及び2の(1)に掲げる場合については、その原因が交付決定者の責めに帰すものと認めたときは、その数量に見合う交付米穀について、直近の主食用政府壳渡価格（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格）相当額を交付決定者から徴収すること
  - (2) 1の(2)及び2の(2)に掲げる場合については、交付決定者から当該交付対象校又は当該交付対象施設に交付した米穀のうち、過剰に交付された米穀の数量に、直近の主食用政府壳渡価格を乗じて得た額を交付決定者から徴収すること
- 4 農産局長は、3の(1)又は(2)により徴収を行う場合においては、それぞれの徴収金額に対して、当該米穀を交付した日から納付の日までの日数に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額の金額を加算金として併せて徴収する。

## 第 11 指導監督

農産局長は、必要があると認めるときは、隨時、交付米穀取扱者に対し、必要な事項を指示し、若しくは報告を徴し、職員をして諸帳簿等の調査を行い、交付米穀等の受払い使用状況につき指導監督することができる。

## 第 12 交付決定者等の協力義務

交付決定者及び中間団体の長は、次の場合において農産局長及び地方農政局長等に協力しなければならない。

- (1) 交付を受けた現品の包装容器及び副産物の処理方法について農産局長及び地方農政局長等が指示した場合

## (2) 第 11 により農産局長が調査、報告を求めた場合

### 第 13 報告

1 交付決定者は、政府備蓄米の交付を受けた翌年度の 4 月末まで（過去に無償交付を受けた食事提供団体又は食材提供団体の長が無償交付を受けた翌年度の 4 月末までに新たな交付申請を行う場合にあっては、新たに交付申請を行う日までとする。ただし、過去に活動する地域ごとに無償交付を受けた実績がある食事提供団体又は食材提供団体の長が活動する地域の一部に対して新たな交付申請を行う場合にあっては、交付申請に係る地域については新たに交付申請を行う日までとし、その他の地域については無償交付を受けた翌年度の 4 月末までとする。）に、交付対象校又は交付対象施設ごとの政府備蓄米の使用報告書（無償交付学校等給食用については様式 8-1 号、無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用については様式 8-2 号、食事提供団体における食育用については様式 8-3 号-①、食材提供団体における食育用については様式 8-3 号-②、有償交付については様式 8-4 号。以下この 1において同じ。）を取りまとめ、農産局長に提出する（中間団体が食事提供団体又は食材提供団体の交付申請を取りまとめた場合については、中間団体が当該使用報告書を取りまとめの上提出する。）。

なお、食事提供団体又は食材提供団体の長にあっては、政府備蓄米の使用を完了する前に使用報告書の提出を行った場合又は未使用報告書（様式 8-5 号）を提出した場合にあっても、その使用が完了したときは、あらためて使用報告書を提出するものとする。

また、申請当初の実施計画を実施できなくなった場合には、速やかに学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用報告書（様式 8-5 号）を農産局長に提出するものとする。

- 2 1 の提出は、報告を行おうとする学校等、食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書を提出した農産局長又は地方農政局長等に行うものとする。
- 3 1 の報告を受けた農産局長は、第 10 の 1 又は 2 に掲げる事実を確認した場合は、第 10 の 3 に基づき必要な措置を講じる。ただし、当該事実がやむを得ない事情によるものと認められたときは、第 7 の 1 の(1)の交付申請書の内容のとおり実施したものとして扱うとともに、未使用交付米穀につき学校等用又は食事提供団体における食育用並びに食材提供団体における食育用として適正な使用が見込まれるときは、当該米穀の返納を要しないものとし、その旨を学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾承認書（様式 8-6 号）により交付決定者に通知する。

### 附 則（令和 5 年 12 月 27 日付け 5 農産第 3500 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知。以下「改正前要領」という。）第 7 の規定によりなされた交付申請の取扱いについては、なお従前の例によることができる。
- 3 令和 5 年度までに改正前要領第 7 の 2 の(3)の交付決定を受けた者が行う申請に限り、当分の間は、第 7 の 1 の(3)の交付申請を農産局長に行うことができる。

4 この通知の施行の際現にある旧様式の用紙については、令和5年度中は、これを取り繕つて使用することができる。

「様式 1 号」

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官  
文部科学省初等中等教育局長  
文部科学省高等教育局長  
一般社団法人全国学校給食推進連合会長  
地方農政局長 殿（北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

農林水産省農産局長

令和〇〇年度における学校等・食事提供団体・食材提供団体における政  
府備蓄交付数量等について

このことについて、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21  
総食第 47 号総合食料局長通知）第 6 の規定に基づき、令和〇〇年度における交付米穀  
の総量及びその他の必要事項を下記のとおり定めましたので、御了知願います。

記

- 1 〇〇年度交付米穀の総量
  - (1) 無償交付 ○〇年産米 ○, ○〇〇玄米トン
  - (2) 有償交付 ○〇年産米 ○, ○〇〇玄米トン

- 2 その他

注：本通知を受けた地方農政局長等は、都道府県学校給食会、都道府県等に通知する  
ものとする。

「様式 2 号」

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

○○県（都道府）学校給食会代表者  
又は

○○県（都道府）知事

○○市（区町村）長

○○国立大学法人の長

○○学校法人等の長

食事提供団体の長

食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請書  
(無償交付・有償交付)

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 1 の(1)の規定に基づき、学校等並びに食事提供団体及び食材提供団体における政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

1 交付申請数量 玄米○○キログラム又は精米○○キログラム

2 添付書類

(1) 無償交付申請

①用途（様式 2 号－別紙 1）

②学校等・食事提供団体・食材提供団体における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 2）

④食事提供団体における食育用として使用する場合には、当該食事提供団体において、食育の取組として、食事の提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－①）

⑤食材提供団体における食育用として使用する場合には、当該食材提供団体にお

いて、食材の提供を直接受ける子育て家庭に対して、家庭内でこどもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が配付する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式2号－別紙4－②）

- ⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙5）
- ⑦調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙6）

（2）有償交付申請

- ①申請数量根拠（様式2号－別紙3）
- ②学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画
- ③教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第4の1の(1)に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙7）

（注）地方自治法第252条17の2に規定する特例を受けている市町村にあっては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

「様式 2 号－別紙 1」

	学校等区分	学校等数	給食等予定人員	1人1食当たり給食等量	給食等予定延べ人員	増加数量	申請数量
1 学 校 等 給 食 用	計算式		①	②	③ = ① × 増加回数	④ = ② × ③	⑤ ≤ ④
	小学校	校( )	人( )	精米 g( )	人( )	精米 kg( )	精米 kg( )
	中学校	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	夜間学校	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	特別支援学校	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	幼稚園	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	保育所等	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	その他( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	小計						( ) a
交付申請数量小計 (a ÷ 0.903)							( ) 玄米 kg
2 調 理 実 習 等 学 習 教 及 材 び 用  3 試	小学校	校					精米 kg
	中学校						
	夜間学校						
	特別支援学校						
	幼稚園						
	保育所等						

食 会 用	その他 ( )			b	
	小計				
交付申請数量小計 (b ÷ 0.903)		玄米 kg			
交付申請数量合計 (1+2+3)		玄米 kg ( )			

- (注) 1. 給食等延べ人員欄には、各校等における増加回数に給食等予定人員を乗じた学校等区分別の延べ人数を記載する。
2. 学校等給食用の各欄及び交付申請数量合計欄の( )内には、米粉パン等用の数量等を記載する。
3. 夜間学校とは夜間課程を置く高等学校をいう。
4. 都道府県毎に別葉とし、この場合は右欄外に都道府県名を記載すること。
5. 給食予定人員欄、1人1食当たり給食量欄及び給食予定延べ人員欄に給食となるのは、調理実習等学習教材用、試食会用の場合には、調理実習等、試食会とする。
6. 申請数量は30kg単位を基本とすること。
7. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される義務教育学校、中等教育学校（後期課程を除く。）のいずれであるかを括弧内に記載すること。

## 「様式 2 号-別紙 2」

- (注) 1. 用途欄は、①学校等給食用、②調理実習等学習教材用、③試食会用の別を数字で記入する。  
2. 米粉パン等用の数量等は、学校ごとに別行で記入する。  
3. ③の前回交付年度については、交付を受けた実績がある場合に記入し、④の前年度を上回る場合には、増加回数  
は⑥=⑤-③とする。  
4. 学校等給食用にあっては、米飯給食回数欄それぞれの月別回数の実績及び計画を添付する。また、調理実習等  
学習教材用、試食会、それぞれの使用計画を添付する。  
5. 給食等予定人員欄、1人1食当たり給食等量欄及び給食等予定延べ人員欄に給食等とあるのは、調理実習等  
学習教材用、試食会用とし、それぞれの1人1食当たりの数量が分かる書類を添付する。

「様式2号-別紙3」

(注) 1. 学校等区分欄は、①小学校、②中学校、③夜間学校、④特別支援学校、⑤幼稚園、⑥保育所等、⑦その他の別を記入する。

2. 都道府県毎に別葉とし、この場合は右上欄外に都道府県名を記載すること。

3. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される義務教育学校、中等教育学校（後期課程を除く。）のいずれであるかを括弧内に記載すること。

## 食事提供団体政府備蓄米使用計画書

### 1. 食事提供団体

<p>①団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式 2 号」の申請者名と同じ名称を記入して下さい。</p>	団体の名称	これまでの交付決定の有・無	有・無
	団体の長の氏名		
<p>②団体の所在地等</p>	〒 住所 :		
	TEL :		
<p>③配送先住所（宛名、住所、電話番号）</p>	<input type="checkbox"/> 同上（②と同じ） 宛名 : 〒 住所 : TEL :		
<p>④活動地域ごとに申請を行う場合は、本申請において、活動を行う地域名を記入してください。  また、交付要領第 7 の 1 の(5)に基づき申請を行う場合は、その理由を記入してください。</p>	地域名 :  ※交付要領第 7 の 1 の(4)に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合のみ記載してください。  ----- 交付要領第 7 の 1 の(5)に基づき申請を行う理由 :  ※交付要領第 7 の 1 の(5)に基づき申請を行う場合のみ記載してください。		
<p>⑤団体種別 ※いずれか一つに○を入れてください。</p>	<input type="checkbox"/> 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） <input type="checkbox"/> NPO 法人（特定非営利活動法人） <input type="checkbox"/> 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人） <input type="checkbox"/> その他ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人 <input type="checkbox"/> 任意団体		
<p>⑥事務担当者名、電話番号及びメールアドレス ※交付決定や配送の連絡を行うため、必ず記入して下さい。</p>	事務担当者名 :  TEL : メールアドレス :		
<p>⑦団体のホームページアドレス (ホームページがある場合)</p>			

（注） 「③配送先住所」の欄については、「②団体の所在地等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。なお、配送先については、交付決定後には変更ができません。

## 2. 公的機関及び他団体等との関わり

① 公的機関との関わり	※公的機関からの支援、公的機関との連携等の具体的な内容（運営や周知に係る協力など）
	※公的機関（市区町村等）の名称、担当部署名、連絡先
② 他団体との関わり	※他団体からの支援、他団体との連携等の具体的な内容（食材調達に係る協力など）
	※他団体の名称、担当係名、連絡先

（注）1. 「①公的機関との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入して下さい。

- ①国、都道府県、市区町村からの支援として、委託事業や補助事業の名称
- ②都道府県、市区町村等から活動に係る開催周知や食材調達、人材確保などの具体的な協力内容

③関わりのある全ての公的機関の名称、担当部署名、連絡先

※本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位での交付申請を行う場合は、日頃の活動において連携している市区町村の担当部署名、連絡先を記入してください。

2. 「②他団体との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入してください。

- ①連携している団体や企業等があり、活動に係る開催周知や食材調達、人材確保等の具体的な協力内容
- ②関わりのある主な他団体の名称、担当係名、連絡先

3. 食事提供団体の使用計画

(①) こども 1人 1食当たりに使 用する数量 (g /人・食)  (参考) ・こども 1人の 1食当たりの 精米数量 (65~110 g)	(②) 開催 1回当たりに提 供するこども人数 (人/回)	(③) 提供の回数 (回)	(④) 申請数量 (① × ② × ③) (kg)
		(注) 1. 申請数量は、30 kg (配送単位) の倍数とし、上限は 120 kg とする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。	
g	人	回	kg
<p>⑤開催場所及び参加予定者の情報</p> <p>1 開催場所及び所在地： (例 ○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地 建物名)</p> <p>2 提供期間： (例 ○年○月～○月)</p> <p>3 参加予定者 (人数) : こども (提供対象：こども (0 ~ 18 歳))</p>			

- (注) 1. ①の欄は、こども 1人の 1食当たりの数量 (65~110 g の範囲の数値) を記入してください。  
2. ②の欄は、政府備蓄米の提供予定のこどもの実数を記入してください。  
3. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米の提供予定回数 (こども食堂等の開催等) を記入してください。  
4. ⑤の欄は、食事提供を行う実際の開催場所、提供期間、参加予定者を記入してください。  
5. 交付要領第 7 の 1 の (6)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の提供方法にあわせて記載してください。

4. 添付資料として、以下の書類を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過去に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する場合は、「5. 添付を省略する書類」の表の該当欄に記載して下さい。

- (1) 団体の体制が分かるもの  
スタッフの名簿（役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(6)に基づき申請を行う場合は、実際に提供する全てのスタッフの役割・氏名が分かるもの）
- (2) 活動状況が分かるもの

- ①食事の提供を行う部屋の写真（複数の場所で提供する場合は、全ての提供場所の写真を提出ください。）  
②開催案内（チラシ、SNS、ホームページ、広報誌への掲載内容など。本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で申請を行う場合は、対象地区等の名称の記載があるもの。（過去のものを含む。）本要領第7の1の(6)に基づき申請を行う場合は、活動の実態が分かるもの。）  
③教育の取組の内容が分かるもの（弁当配付時に同封するごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレット）  
(例)「ごはん食の魅力を伝える」・「米と他の食材を活用した調理方法」などを掲載したもの。
- (3) 誓約書（様式2号－別紙4－1－①）

5. 添付を省略する書類（過去に基づく無償交付を受けたことがあり、内容に変更がない場合に限る）

省略の有	過去の交付年月日
スタッフの名簿	年 月 日

- (注) 1. 添付を省略する場合は、有と記載する。  
2. 過去の交付年月日は、これまでの交付申請において、スタッフの名簿を添付した交付申請書に基づき交付決定を受けた日を記入。

## 食材提供団体政府備蓄米使用計画書

## 1. 食材提供団体

① 団体の名称及び 団体の長の氏名 ※「様式2号」の申 請者名と同じ名称 を記入して下さい。	団体の名称  団体の長の氏名	これまで の交付決 定の有・無	有・無
② 団体の所在地等  〒 住所：  TEL：			
③ 配送先住所（宛 名、住所、電話番号）  宛名： 〒 住所： TEL：			
④ 活動地域ごとに 申請を行う場合は、 本申請において、活 動を行う地域名を 記入してください。  また、交付要領第7 の1の(5)に基づき 申請を行う場合は、 その理由を記入し てください。			
地域名：  ※交付要領第7の1の(4)に基づき、活動する地域ごとに申請を行 う場合のみ記載してください。  交付要領第7の1の(5)に基づき申請を行う理由：  ※交付要領第7の1の(5)に基づき申請を行う場合のみ記載してく ださい。			
⑤ 団体種別 ※いずれか一つに ○を入れてください。  ( ) 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） ( ) NPO法人（特定非営利活動法人） ( ) 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人） ( ) その他ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を 行う法人 ( ) 任意団体			
⑥ 事務担当者名、電 話番号及びメール アドレス ※交付決定や配達 の連絡を行うため、 必ず記入して下さい。			
事務担当者名：  TEL：  メールアドレス：			
⑦ 団体のホームページアドレス (ホームページがある場合)			

(注) 「③配送先住所」の欄については、「②団体の所在地等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。なお、配送先については、交付決定後には変更ができません。

2. 公的機関及び他団体等との関わり

① 公的機関との 関わり	※公的機関からの支援、公的機関との連携等の具体的な内容（運営や周知に係る協力など）
	※公的機関（市区町村等）の名称、担当部署名、連絡先
② 他団体との関 わり	※他団体からの支援、他団体との連携等の具体的な内容（食材調達に係る協力など）
	※他団体の名称、担当係名、連絡先

（注） 1. 「①公的機関との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入して下さい。

- ①国、都道府県、市区町村からの支援として、委託事業や補助事業の名称
  - ②都道府県、市区町村等から活動に係る開催周知や食材調達、人材確保などの具体的な協力内容
  - ③関わりのある全ての公的機関の名称、担当部署名、連絡先
- ※本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位での交付申請を行う場合は、日頃の活動において連携している市区町村の担当部署名、連絡先を記入してください。

2. 「②他団体との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入してください。

- ①連携している団体や企業等があり、活動に係る開催周知や食材調達、人材確保などの具体的な協力内容
- ②関わりのある主な他団体の名称、担当係名、連絡先

3. 食材提供団体の使用計画

(1) 1回に配付するこども1人分の数量 (kg/人・回)	(2) 配付1回当たりのこどもの人数 (人/回)  参考 ・こども1人の1食当たりの精米数量 (65~110g)	(3) 配付回数 (回)	(4) 申請数量 (①×②×③) (kg)								
		(注) 1. 申請数量は30kg(配送単位)の倍数とし、上限は450kgとする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>kg</th> <th>kg</th> <th>kg</th> <th>kg</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> <th>回</th> <th>回</th> </tr> </thead> </table>				kg	kg	kg	kg	人	人	回	回
kg	kg	kg	kg								
人	人	回	回								
<p>(5)配付場所・期間及び提供先となるこどもの数の根拠</p> <p>1 配付場所及び所在地： (例 ○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地 建物名)</p> <p>2 配付期間： (例 ○年○月～○月)</p> <p>3 配付先となるこどもの人数の根拠： (配布対象：こども0~18歳)  (例 ○○地区の子育て世帯△△世帯のこども□□人)</p>											

- (注) 1. ②の欄は、政府備蓄米を配付予定のこどもの人数を記入してください。  
2. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米を、子育て家庭に直接配付する回数を記入してください。  
3. ⑤の欄は、実際に食材配付を行う場所、配付期間、配付予定のこどもの人数の根拠を記入してください。  
4. 交付要領第7の1の(9)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の配布方法にあわせて記載してください。

4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過去に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する場合は、「5. 添付を省略する書類」の表の該当欄に記載して下さい。

(1) 団体の体制が分かるもの  
スタッフの名簿（役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。）

(2) 活動状況が分かるもの  
① 食材保管場所の写真（複数の場所で保管する場合は、全ての保管場所の写真を提出ください。保管される環境が分かるよう部屋全体を写してください。）  
② 子育て家庭への情報案内（チラシ、SNS、ホームページ、広報誌への掲載内容など。本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付申請を行う場合は、対象地区等の名称の記載があるもの。（過去のものを含む。）本要領第7の1の(9)に基づき申請を行う場合は、活動の実態が分かるもの。）  
③ 食育の取組の内容が分かるもの（ア及びイを添付）  
ア 「ごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレット」「ごはん食の魅力を伝える」・「配付する他の食材を活用した調理方法」などを掲載したもの。  
イ 写真

(3) 許約書（様式2号－別紙4－1－②）

5. 添付を省略する書類（過去に基づく無償交付を受けたことがあり、内容に変更がない場合に限る）

スタッフの名簿	省略の有無	過去の交付年月日

(注) 1. 添付を省略する場合は、有と記載する。  
2. 過去の交付年月日は、これまでの交付申請において、スタッフの名簿を添付した交付申請書に基づき交付決定を受けた日を記入。

「様式 2 号－別紙 4－1－①」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(食事提供団体における食育用)

私は、食事提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡すること、加えて、別添の自己申告書の内容に相違ないことを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 に基づく調査を行った場合又は同要領第 11 に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 3 の 2 に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第 10 の 3 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

## 食事提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申 告 事 項	チ ェ ッ ク
1. 以下の(a)又は(b)に該当する団体である。 (a) こども食堂（地域のボランティアがこどもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体） (b) フードバンク（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第19条第1項に定める活動を行う団体）	<input type="checkbox"/>
2. 食事提供団体で政府備蓄米を調理し、提供できる。（弁当を配付する場合を含む。）	<input type="checkbox"/>
3. 参加したこどもたちにごはん食の重要性などについて、対面で伝えることができる。	<input type="checkbox"/>
4. 食事提供団体における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>
5. 政府備蓄米について、食事提供団体における食育用以外の用途に使用しない。	<input type="checkbox"/>
6. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。	<input type="checkbox"/>
7. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	<input type="checkbox"/>
8. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	<input type="checkbox"/>
9. 食事提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	<input type="checkbox"/>

「様式 2 号－別紙 4－1－②」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(食材提供団体における食育用)

私は、食材提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡すること、加えて、別添の自己申告書の内容に相違ないことを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 に基づく調査を行った場合又は同要領第 11 に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 3 の 2 に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第 10 の 3 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

(別添)

## 食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申 告 事 項	チ ェ ッ ク
1. 子育て家庭に食材を提供する団体である。  (a) 国、都道府県、市区町村からの子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体  (b) 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体  (c) 子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を実施している団体	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 子育て家庭に小分けした政府備蓄米と他の食材を併せて直接配付を行うことができる。	<input type="checkbox"/>
3. 食材を直接受けとる子育て家庭に対して、ごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことができる。	<input type="checkbox"/>
4. 政府備蓄米について、食材提供団体における食育用以外の用途に使用しない。	<input type="checkbox"/>
5. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。	<input type="checkbox"/>
6. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	<input type="checkbox"/>
7. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	<input type="checkbox"/>
8. 食材提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	<input type="checkbox"/>

「様式 2 号－別紙 5」

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

○○ 教育委員会  
又は

○○県（都道府）○○課長  
○○市（区町村）○○課長  
○○国立大学法人○○課長  
○○学校法人等○○課長

確認書（その 1）

令和○○年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記 1 に記載の学校等については、当該年度における米飯給食実施回数を前年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

また、下記 2 に記載の学校等については、前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が前回の交付年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

記

1 学校等名

2 学校等名

「様式 2 号－別紙 6」

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

○○ 教育委員会  
又は

○○県（都道府）○○課長  
○○市（区町村）○○課長  
○○国立大学法人○○課長  
○○学校法人等○○課長

確認書（その 2）

令和○○年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記に記載の学校等については、調理実習等学習教材用にあっては米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、又は、試食会用にあっては米飯給食を推進する目的に使用し、交付申請数量が使用する数量の全量以下であることを確認する。

記

（学校等名を記載する。）